

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月3日付けで行った平成31年度の固定資産税賦課処分のうち、別紙物件目録記載の各償却資産（以下併せて「本件償却資産」という。）に係る部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その一部の取消しを求めている。

(1) 本件償却資産は、〇〇が直接教育の用に供している。

本件償却資産を誰が供したかについては、その委託された「本件食堂等の運営に係る業務」を遂行すること及びその遂行に当たり本件償却資産を供することの主体（経営する者、支配する者・管理する者をいう）が供したというべきである。

本件食堂等は、〇〇がその設置する学校に設置したものであり、各委託契約書の委託者である〇〇が主体となって経営している。

請求人は、各委託契約書の「自主独立性のない受託者」であり、各委託契約書により請求人が行う委託業務の遂行は、本件食堂等を経営する委託者である〇〇の経営下・支配下・管理下にある。

したがって、本件償却資産は、〇〇が直接教育の用に供しているものであり、本件非課税規定が適用されるべきである。

この点、処分庁は、各委託契約書の10条を根拠に、非課税規定が適用されない旨を主張しているが、契約書の内容は、契約の当事者が意図したとおりに解すべきである。また、処分庁は、同条の「それ以外の物は、甲乙協議の上その負担を決めるものとする。」については、一切調査をしていない。さらに、食堂委託契約書12条が規定する自動販売機については、課税の理由を示していない。

- (2) 本件償却資産は、〇〇が所有する本件食堂等に係る固定資産と同一の取扱いとすべきである。

〇〇が所有している本件食堂等に係る固定資産については、本件非課税規定が適用されている。そして、本件償却資産のうち、購買会の売店コンセント設備、電気設備などは、〇〇が所有している土地建物に係る建物付属設備である。両者が異なるのは、所有者だけである。

本件非課税規定の要件事実は、所有権が誰であるかは問われないのであるから、本件償却資産も〇〇所有の固定資産と同様に、本件非課税規定が適用されるべきである。

- (3) 本件償却資産について、非課税の申告をしているにも関わらず、具体的な理由を示さず本件処分をしたことは、裁量権の濫用である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月30日	諮問
令和3年1月14日	審議（第51回第3部会）
令和3年2月8日	審議（第52回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 固定資産税の課税客体

法341条1号によれば、固定資産とは土地、家屋及び償却資産であるとされ、同条4号によれば、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいうとされている。

(2) 固定資産税の納税義務者

法343条1項によれば、固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であるとされ、同条3項によれば、同条1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうとされている。

(3) 固定資産税の非課税規定等

ア 法348条は、固定資産税の非課税の範囲を規定したものであるが、同条1項は、固定資産の所有者の性格からみて、特に非課税とすべきものを定めたものであり（人的非課税）、同条

2項及び4項から9項までは、主として、その固定資産の性格及びその固定資産が供されている用途にかんがみ、非課税とすべきものを定めたもの（物的非課税）とされている（「固定資産税逐条解説」63～65頁参照。固定資産税務研究会編。財団法人地方財務協会刊）。

本件非課税規定が含まれているこの物的非課税については、「ここに、固定資産の用途に着目して非課税とされているものであってその所有者が誰であるかを問わないというのは、例えば、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地は・・・その宗教法人が自ら所有しているものはもちろん、その宗教法人が他人の所有の建物や土地を借り受けてこれを境内建物や境内地としての用途に供しているものであっても、固定資産税は非課税とされるということである。」とされている（前掲「固定資産税逐条解説」参照）。

イ 法348条2項は、固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては、課することができないとされている。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる」と規定する。

そして、同項9号として、「学校法人又は私立学校法64条4項の法人（以下「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産（同項10号の4に該当するものを除く。）、（以下略）」が挙げられている。

ウ なお、「法348条2項9号が、学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない旨を定めている趣旨は、学校法人等の有する公益的な性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産について、政策的な観点から、例外的に固定資産税

を非課税とすることにあると解される。このような規定の趣旨に加え、納税義務の公平な分担等の観点も考慮すると、同号の非課税要件は、その文理に即して厳格に解釈されるべきである」とされている（東京地方裁判所平成29年1月24日判決。判例地方自治433号11頁参照）。

(4) 固定資産税の賦課期日

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされている。

(5) 償却資産の申告と登録

法383条によれば、固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに市町村長（特別区の存する区域においては、東京都知事。以下同じ。）に申告しなければならないとされている。

また、法381条5項によれば、市町村長は、総務省令で定めるところにより、償却資産課税台帳に償却資産の所有者の住所、氏名又は名称、並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとされている。

(6) 固定資産の価格等の決定及び登録

法410条1項によれば、市町村長は、固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定しなければならないとされている。そして、法411条1項によれば、法410条1項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合には、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないとされている。

(7) 固定資産税の課税標準及び税率

法349条の2によれば、償却資産に対して課する固定資産税

の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。また、法350条1項によれば、固定資産税の税率は、100分の1.4とされている。

2 本件処分についての検討

(1) まず、平成31年度の固定資産税の賦課期日（同年1月1日）現在、請求人は、本件償却資産の所有者であり、固定資産税の納税義務者となる（1・(2)）ことが認められる。

(2) 次に、本件償却資産に本件非課税規定が適用されるか否かについて検討すると、本件非課税規定には所有者要件は定められていないが、本件非課税規定が定める固定資産をその用途に供する主体は、学校法人等に限定されている。そして、上記1・(3)・ウのとおり、本件非課税規定の要件は、その文理に即して厳格に解釈されるべきであることからすれば、本件非課税規定が適用されるのは、学校法人等が自ら所有する固定資産を直接教育の用に供する場合のほか、学校法人等が他人所有の固定資産を借り受けて（有償の場合を除く。法348条2項ただし書）、これを直接教育の用に供するような場合に限られると解される（1・(3)・ア参照）。

この点、各委託契約書の10条によれば、「乙（請求人。以下同じ。）は、委託業務を遂行するにあたり直接必要とする資材、器具、什器、備品等については、乙の責任と負担で準備または調達する」とされており、本件償却資産は、請求人が自己の責任と負担により、準備又は調達してそれらを管理しているものと認められる。

そうすると、本件償却資産は、〇〇が自ら所有する物を直接教育の用に供しているものではなく、また、〇〇が請求人から借り受けて、これを直接教育の用に供しているともいえないことは明らかである。

したがって、本件償却資産については、本件非課税規定を適用

することはできない。

- (3) そして、本件処分における税額の算定については、処分庁が、償却資産課税台帳に登録された平成31年度に係る本件償却資産の価格に基づき、法20条の4の2第1項の規定（課税標準額の計算においては千円未満の端数金額は切り捨てることを定めている。）を適用して、処分目録（別紙2）記載の課税標準額に前記1・(7)の規定による税率（100分の1.4）を乗じた上、法20条の4の2第3項の規定（地方税の確定金額の百円未満の端数金額は切り捨てることを定めている。）を適用して、平成31年度に係る税額を定めたものであることが認められる。
- (4) そうすると、本件処分は、前記1の法令等の定めに従ったものであり、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記第3・(1)のとおり、本件償却資産は、〇〇が直接教育の用に供しているから、本件非課税規定が適用されるべき旨を主張する。

しかし、本件非課税規定は、その文理に即して厳格に解釈されるべきであり、本件償却資産について本件非課税規定が適用されないことは、上記2・(2)で述べたとおりである。

この点、請求人は、各委託契約書は「運営の委託」であり、請求人は「自主独立性のない受託者」であるから、同条によって請求人が本件償却資産を管理しているとは認められないなどと主張しているが、独自の見解といわざるを得ない。

また、請求人は、各委託契約書の10条の「それ以外の物は、甲乙協議の上その負担を決めるものとする。」について、処分庁が一切調査をしていないと主張するが、本件償却資産に係る償却資産申告書を処分庁に提出する際、請求人は、処分庁に対し、甲乙協議の上負担を決めた物について、特段の説明や申立てを行った形跡は見受けられず、請求人が、本件審査請求において、「そ

れ以外の物」の例として挙げている「〇〇電気設備工事」に関しても、本件償却資産に係る償却資産申告書には他の償却資産と同列に記載されており、処分庁が調査を要するものとは認め難い（本件審査請求においても、請求人からは、具体的な協議の内容は示されていない。）。

さらに、請求人は、自動販売機について、処分庁が課税の理由を示していないと主張するが、そもそも自動販売機は本件償却資産の対象ではない（本件償却資産に係る償却資産申告書には「自動販売機」の記載はない。）。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- (2) 請求人は、上記第3・(2)のとおり、本件償却資産は、〇〇が所有する本件食堂等に係る固定資産と同一の取扱いとすべきである旨を主張する。

しかし、〇〇が所有する固定資産については、まさに「学校法人等が当該固定資産を直接教育の用に供する場合」に該当するものであって、本件非課税規定が適用されるものであるから、請求人が所有する本件償却資産について、同一の取扱いをすることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- (3) 請求人は、上記第3・(3)のとおり、本件償却資産について非課税の申告をしているにも関わらず、具体的な理由を示さず本件処分をしたことは裁量権の濫用である旨を主張する。

しかし、固定資産税の徴収については普通徴収の方法によらなければならないところ（法364条1項）、普通徴収は、課税権者が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収する方法であるから（法1条1項7号）、非課税申告書は、処分庁が賦課決定をするために必要な参考資料にすぎず、その提出に対して、説明や理由を示すことが必須となるものではない。

なお、前掲東京地方裁判所判決（1・(3)）においても、固定資

産税の賦課処分については、理由の提示に関する規制は及ばない旨を判示している。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)